



令和8年8月
千代田区

令和8年度

千代田区保育士(会計年度任用職員) 採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会計年度（4月1日から3月31日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。

1 選考対象者及び募集内容

職名	保育士
職務内容	(1) 児童の保育及びこれに付随すること。 (2) 児童の保護者に対する保育に関する指導・相談を行うこと。 (3) 病後児保育に関すること。 (4) その他子ども部長が保育の実施のために必要と認めること。
必要な資格等	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育士資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者 ※取得見込み者を含む
任用期間	令和8年10月1日～令和9年3月31日 ただし、令和9年度以降に同一の職務内容の職が設置された場合は、公募の選考により、再度任用する場合があります。
条件付採用期間	原則1か月 (※1) 1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 (※2) 任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	若干名

注意事項

※ 日本国籍を有する方又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する者並びに日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国

管理に関する特例法（平成3年5月10日号外法律第71号）に定める特別永住者の方が受験できます。

※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

2 勤務条件

勤務時間	・ 午前7時00分～午後8時30分の時間帯で、以下の日数・時間でのシフト勤務です。 ① 月16日勤務の場合 1日当たり7時間45分（休憩時間45分を除く） ② 月15日勤務の場合 1日当たり6時間45分（休憩時間45分を除く） ③ 月20日勤務の場合 1日当たり5時間45分（休憩時間45分を除く） ④ 月15日勤務の場合 1日当たり3時間 ⑤ 月20日勤務の場合 1日当たり3時間 ⑥ 月10日勤務の場合 1日当たり3時間
給 与 休暇等	・ 報酬額と初年度（10月採用）の場合の年次有給休暇の付与日数は、勤務時間の区分に応じて、次のとおりです。 （令和8年10月1日見込み） ① 月額 242,650 円 年次有給休暇 3 日 ② 月額 198,132 円 年次有給休暇 3 日 ③ 月額 225,039 円 年次有給休暇 3 日 ④ 月額 88,058 円 年次有給休暇 3 日 ⑤ 月額 117,411 円 年次有給休暇 3 日 ⑥ 月額 58,705 円 年次有給休暇 1 日 ・ この報酬額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。 ・ 採用前に給与改定等があった場合には、その定めるところによります。また、任期途中に給与改定等があった場合には、条例の定めにより、常勤職員に準じて増額又は減額される場合があります。 ・ このほか条例等の定めるところにより、期末・勤勉手当及び費用弁償（通勤手当相当、上限55,000円/月）が支給されます。 ・ 年次有給休暇は、任期と任用年数に応じた日数が付与されます。このほか、慶弔休暇等があります。
勤務場所	下記保育施設のいずれかです。 1. 麴町保育園（一番町4） 2. 神田保育園（神田淡路町2-109） 3. 西神田保育園（西神田2-6-2）

	4. 四番町保育園（四番町 5-8）※仮園舎 5. いずみこども園（神田和泉町 1） 6. ふじみこども園（富士見 1-10-3） ※組織改正等により変更がある場合があります。 ※就業場所は、原則敷地内禁煙です。
週休日・休日	日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始 外
保 険	① ② ③：東京都職員共済組合（健康保険）・厚生年金保険・雇用保険加入 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥：労災保険加入

3 申込手続き

（１）申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類（履歴書、作文、保育士証（写））と併せて下記のとおり郵送または千代田区役所 2 階子ども支援課の窓口に提出してください。なお、履歴書と作文は所定の様式を使用してください。

（２）申込期間

方法	期間	注意事項
郵送	令和 8 年 8 月 26 日（水） （必着）	A 4 判が入る大きさ（角形 2 号）の封筒に入れ、表に赤字で「保育士採用選考申込」と明記し、 <u>簡易書留で送ってください。</u> 簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。
窓口	令和 8 年 8 月 26 日（水） （必着）	受付時間は、8：30～17：00 です。 ※土・日曜日、祝日は受け付けていません。

（３）郵送先、提出先及び問合せ先

〒102-8688

東京都千代田区九段南 1-2-1

千代田区役所 子ども部子ども支援課保育管理係（区役所 2 階）

電話 03-5211-4229（直通）

※ 応募書類については、選考結果を問わず返却しません。

4 選考の方法及び選考日

選考方法	一次選考：書類審査（履歴書、作文） 二次選考：面接
一次選考結果通知	一次選考結果通知は、令和 8 年 8 月 28 日（金）以降に受験者全員へ郵送します（予定）。 一次選考結果通知は、選考日当日必ずお持ちください。
面接日	令和 8 年 9 月 2 日（水）（予定）
面接会場	千代田区役所本庁舎（千代田区九段南 1－2－1）
合格発表	令和 8 年 9 月中旬（予定）までに、可否にかかわらず受験者全員に郵送でお知らせします。

5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

（参考）地方公務員法第 16 条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

6 こども性暴力防止法に基づく対応について

本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、申込時に特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。また、特定性犯罪前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪前科があった場合、内定取消事由に該当するものとします。（「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は＜参考 2＞を参照）

<参考2> 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。